

光 高 第 5 号  
令和2年4月10日

総合事業指定事業所 御中

光市高齢者支援課高齢福祉係

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業所を休業した場合の  
総合事業サービス費の算定方法について

平素より、保健福祉事業の推進につきまして格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省事務連絡）等の内容を踏まえ、下記の通り取り扱うこととします。なお、この取り扱いは、市からの要請により休業した場合に限らず、感染拡大防止の観点から特に必要との判断で自主的に休業した場合も含まれます。

ご不明な点等ございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

1. 今回対応をお願いする事項

- (1) サービス事業所が休業し、利用者に対して介護予防サービス・支援計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合、当該利用者については、日割り計算を行う。

※日割り計算の方法は、月の総日数から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した期間(定期休業を含む。) を差し引いた日数分について請求することとする。

なお、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については日割り計算を行わない。

(2) その他

本文書及び、関連する通知文については、市ホームページ上に掲載します。

ページタイトル：「介護予防・日常生活支援総合事業事業者のみなさまへ」

URL <https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/6/koreisha/kenko/2/2591.html>

【問い合わせ先】

〒743-0011

光市光井二丁目2番1号

光市高齢者支援課高齢福祉係

担当：森永 理恵

TEL 0833-74-3003

FAX 0833-74-1034